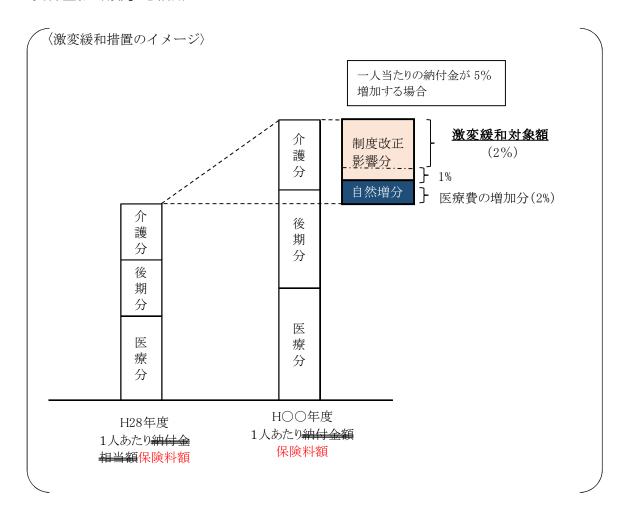
激変緩和措置の方法

1. 概要

- ・国保制度改革により約3,400億円の財政支援拡充が実施されるため、国保全体においては、保険料の伸びは抑制される。
- ・しかしながら、納付金の仕組みの導入、納付金算定方法の仕組みにより、一部の市町村においては、「集めるべき1人あたり保険料額」が変化し、保険料が上昇する可能性がある。
- ・このため、急激な保険料上昇が発生しないよう、激変緩和措置を検討する。

2. 激変緩和措置の方法

- ・「H30 年度の各市町村1人あたり事業費納付金保険料額」と「H28 年度の各市町村1人あたり事業費納付金相当額保険料額」を比較(※丈比べの起点は H28 年度で固定)
- ・医療分、後期高齢者支援基金分、介護納付金分の合計額が別に定める一定割合を超過した場合に激変緩和措置を実施
- ・激変緩和措置財源は、「国の激変緩和のための措置額」、「県繰入金(※H29 までの県普通調整 交付金相当額)」を活用



3. 検討事項

激変緩和措置の実施にあたっては、以下の論点を整理しておく必要がある。

・論点1:一定割合の算定方法(医療分・後期分・介護分の合算による一定割合)

・論点2:下限割合の設定有無

・論点3:激変緩和措置を行う期間

4. 対応方針(案)

論点	方針 (案)
1	<一定割合の算定方法>
	「自然増分」に「1%」(制度改正影響分の一部)を加えた額を一定割合とし、これを超え
	る部分を激変緩和の対象とする。
	(理由)・基本的には制度改正影響部分を対象とし、自然増部分は対象外とする。
	・より激変が生じる市町村に重点的に配分するため、制度改正影響部分のうち、
	1%を超える部分を対象とする。
	※「1%」という率は現行制度で行っている医療費調整事業の割合
2	<下限割合の設定有>
	下限設定は行わない。
	(理由)・下限設定を実施すると医療費適正化のインセンティブが損なわれる恐れがある。
3	<激変緩和を行う期間>
	平成 35 年度までとする。
	(理由)・特例基金(激変緩和用)の活用期限が H35 となっている
	・ただし、H32 において一部交付金等の流れが変更となるため、H31 に改めて内容を
	検討する。